

5 関係法令等(抜粋)

◇ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

（博物館協議会）

第 20 条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

◇ 博物館条例（昭和 55 年岩手県条例第 41 号）

（博物館協議会）

第 10 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、博物館に岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員 15 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから任命する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

◇ 岩手県立博物館管理運営規則（昭和 55 年岩手県教育委員会規則第 9 号）（抜粋）

（協議会の所掌）

第 7 条 条例第 10 条の規定による岩手県立博物館協議会（以下「協議会」という。）は、博物館長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議するとともに、博物館長に対して意見を述べることができる。

- (1) 資料の収集、保管、展示等に関すること。
- (2) 資料の調査研究、利用等に関すること。
- (3) その他博物館の運営に関すること。

（会長）

第 8 条 協議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 9 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。